個人情報の第三者への提供について

当健保組合は、本人の同意なしに個人情報を第三者に提供しません。
ただし、個人情報保護法で定める次の各号に該当する場合は、本人の同意を得ることなく第三者に提供することがあります。

１．法令に基づく場合（立ち入り検査検査など）
２．人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
３．公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
４．国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、組合員の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。

黙示の同意の確認

個人情報保護法では、個人情報の第三者への提供は原則として本人の同意が必要とされていますが、加入者の利益になるもの、事業主や当健保組合の負担が膨大であるうえ、明示的な同意を得ることが必ずしもみなさんにとって合理的といえないものについて、みなさんから特段の意思表示がない場合、黙示による同意が得られているとみなすとしています。当健保組合では次の項目について、あらかじめ同意が得られているとして従来通りの業務を行います。同意いただけない場合は個人情報相談・お問合せ窓口までご連絡ください。ご連絡がない場合はご了解いただいたものとさせていただきます。

１．高額療養費を本人の申請に基づかずに事業主経由で支給すること
２．付加給付（医療費等負担額の上乗せ給付金）を本人の申請に基づかずに事業主経由で支給すること
３．出産育児一時金など現金による給付を事業主経由で支給すること
４．医療費通知とジェネリック通知を世帯単位でまとめて被保険者宛てに通知すること